

グリーン調達ガイドライン 第1版

目次

1. エーアイシーテックのグリーン調達の考え方	2ページ
2.1 グリーン調達の方針	
2.2 サプライヤー皆様へのお願い	
2. 納入品に含有される化学物質の管理について	3ページ
3.1 エーアイシーテック自主管理化学物質	
3.2 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について	
3.3 化学物質含有情報の管理の考え方(禁止と管理)	
3.4 材料・製法及び化学物質の含有情報に変更が生じた場合	
3. グリーン調達の調査協力へのお願い	4ページ
3.1 調査の要領	
3.2 調査の内容	

添付資料

- 別表 1(レベル 1 禁止物質群リスト)
- 別表 2(レベル 2 管理物質群リスト)
- 添付 1(含有化学物質の調査)
- 添付 2(測定方法について)

1. エーアイシーテックのグリーン調達の方針

1.1 グリーン調達の方針

地球温暖化、資源の枯渇、生態系の破壊等さまざまな環境問題が深刻化する中、企業の環境負荷低減への要請や期待はますます高まっています。エーアイシーテックは製品のライフサイクルにおける環境負荷の低減をめざすグローバルなモノづくりを推進し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。グリーン調達は、この活動の一環として、積極的に環境保全活動に取り組んでいるサプライヤーの皆様から化学物質の適正使用、生態系の保全、省エネルギー、長寿命、省資源、再生・分解・処理の容易性を考慮した環境負荷のより少ない製品・サービスを調達することを目的としております。

1.2 サプライヤー皆様へのお願い

エーアイシーテックは、サプライヤーの皆様グリーン調達のご理解、ご賛同を頂き、以下の二つの面でのご協力をお願い致します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) サプライヤー皆様が積極的に環境保全活動に取り組んで頂くこと(2) エーアイシーテックへ納入頂く製品(納入品)の環境負荷低減が配慮されていること |
|--|

その内容は以下の通りです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) サプライヤー皆様の環境保全活動に関する項目<ul style="list-style-type: none">(i) 環境経営体制(EMS)の実行計画を立案し、実行・運営をお願いします。(ii) エーアイシーテックがグリーン調達に関して監査を実施する場合には、4.2(1)(c)環境保全活動に関する項目(20項目)を満たすように取り組んでください。(iii) 納入品の含有化学物質を適切に管理する仕組の構築をお願いいたします。(iv) ISO14001、EMAS などの国際的な環境認証や、KES、エコステージ、エコアクション 21 の日本国内の各環境認証を取得することは、EMS を効率よく運営する上で有効な手段と考えます。従って、これらの環境認証を積極的に取得し維持されることを推奨します。(2) 納入品の環境負荷低減に関する項目
納入品の環境負荷低減に関しては、4.2(2)(a)納入品の環境負荷低減項目(12項目)に従って取り組んで下さい。
EMS:Environmental Management System 環境経営システム。環境保全を体系的に配慮し事業を推進すること。
ISO14001:ISO 審査登録機関(国際標準化機構)で構成する国際的に認められた環境認証制度。
EMS:Eco-Management Audit Schme 1995年4月に発効したEC(当時)の環境管理体制
KES:特定非営利活動法人 KES 環境機構が推進する国内で最も普及している中小企業向け環境認証制度
エコステージ:有限責任中間法人エコステージ協会が推進する中小企業向け環境認証制度
エコアクション 21:財団法人地球環境戦略研究機関・持続性センターが推進する中小企業向け環境認証制度(3) 納入品に含有される化学物質の情報管理に関する項目
納入品に含有される化学物質に関しては、サプライチェーンでの情報開示等の義務に活用するには、3章に従い化学物質の管理及び含有情報を願います。 |
|---|

2. 納入品に含有される化学物質の管理について

2.1 エーアイシーテック自主化学物質

エーアイシーテックでは、「エーアイシーテック自主管理化学物質」の考え方に従い、下記の通り「禁止物質群」と「管理物質群」の二つのカテゴリーに分けて、納入品に含有される化学物質の情報を把握します。

■ 「エーアイシーテック自主管理化学物質」の考え方

区分	管理対象物質	主な法規制
レベル1 禁止物質群	納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制で、製品(包装材を含む)への使用が原則的に禁止されている物質で、エーアイシーテックへの納入品に使用される可能性がある化学物質。詳細は別表1による。	別表1を参照
レベル2 管理物質群	国内外の法規制他で、使用実態を把握し、適切な管理を要求されている物質及びリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。なお、用途によって納入品への含有を制限する場合がある物質群も含む。詳細は、別表2による。	別表2を参照

ただし、顧客の要求、業界動向などの事情から、エーアイシーテックの事業部門により管理内容(物質群、管理レベル、閾値等)が異なる場合がありますので、納入先の指示、お願い事項にご留意頂くと共に、ご対応のほどお願い致します。

また、納入品に最終的に含有せずとも、納品までの製造、貯蔵、輸送等の段階で使用される化学物質について、供給保全の趣旨から調査をお願いする場合があります。合わせてご協力をお願いします。

2.2 納入品の含有化学物質に関する不含有保証について

エーアイシーテックでは、資材取引において締結する基本契約書の中で、サプライヤー皆様に環境に対するご配慮をお願いしております。製品含有化学物質につきましては、必要に応じ、品質管理に視点から化学物資の不含有を保証して頂きます。

取引において、製品への化学物資の不含有が購入仕様条件として提示された際は、「納入調達品の含有化学物質に関する不含有保証書」(不含有保証書)などの文書を、エーアイシーテックへ納入仕様条件としてご提示願います。

尚、「不含有」とは、「意図的な添加」または「不純物等の非意図的混入」にかかわらず、当該化学物質の含有がない、または、所定の閾値以下であることが、合理的な手続きにより明らかになっている場合を指します。

2.3 化学物質含有情報の管理と考え方(禁止と管理)

化学物資の含有情報を収集する際は、経済性、工業技術的見地から合理的な範囲で、サプライヤーの皆様のご最善の手段を選択してください。

レベル1の禁止物質群については、国内外の法規制等により使用が原則的に禁止されておりますので

「不含有」を順法の視点から保証していただく必要があります。

レベル 2 の管理物質群については、製品への当該化学物質の含有の有無に関わらず、含有情報の適切な管理が必要です。また、「該当化学物質の含有を示す情報が調査時点で無い」ことも伝達すべき情報となりますので、ご留意願います。

2.4 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合

納入品に関して、使用材料、製法、製造材料、主要な生産設備、製造上の責任者等について変更が発生した際には、変更内容と影響範囲についてその都度速やかにご連絡ください。また、化学物質の含有情報に関しても新たな含有が判明した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合も同様にご対応をよろしく願います。

3.グリーン調達への調査協力のお願い

エーアイシーテックは、サプライヤー皆様のご支援を頂戴し、環境に配慮した製品を社会にお届けする取り組みを強化してまいります。サプライチェーン上流のサプライヤー皆様の状況について、調査を実施する場合がありますので、ご協力くださいますようお願い致します。

3.1 調査の要領

(1) 調査のカテゴリー

下記三点のカテゴリーに分けて行います。

- (i) サプライヤー皆様の環境保全活動の状況
- (ii) 納入品の環境負荷低減の状況
- (iii) 納入品の含有化学物質に関する情報

(2) 実施要領

エーアイシーテックの事業部門により管理内容が異なりますので、納入先の指示、お願い事項にご留意頂くと共に、ご対応のほどお願い致します。

3.2 調査の内容

(1) サプライヤー皆様の環境保全活動の状況

(a) 環境認証に関する項目

■ ISO14001 またはエーアイシーテックの認める外部認証取得など

- 1.) ISO14001 認証を取得済み
- 2.) その他 EMS 認証を取得済み
- 3.) ISO14001 などの外部認証取得推進中又は取得計画が確定している

(b) 「グリーン調達」への取り組みに関する項目

■ グリーン調達の実施計画状況

- 1.) グリーン調達を実施している
- 2.) グリーン調達の計画がある

(c)環境保全活動に関する項目(20項目)

■ 企業理念・方針

- 1.) 環境保全に関する企業理念がある
- 2.) 環境方針を定め、地球温暖化の防止・資源の循環的な利用・生態系の保全に関する継続的な向上を誓約している
- 3.) 環境方針で法規制の遵守を誓約している
- 4.) 環境方針を全ての従業員に徹底させ、第三者が方針を入手できる

■ 計画・組織

- 5.) 環境保全に対する目的・目標がある
- 6.) 目的、目標を達成するための組織・責任者が明確になっている
- 7.) 目的、目標を達成するための実行計画がある

■ 環境評価・システム

製造工程において以下の項目を管理・評価し改善に努力している

- 8.) 水質汚濁の削減
- 9.) 大気汚染の削減
- 10.) 騒音・振動の削減
- 11.) 廃棄物処理の適正処理及び排出量の削減
- 12.) エネルギー使用量の削減(電気・ガス・燃料など)
- 13.) 原材料の調達を含めた生態系への負荷低減
- 14.) 有害性のある化学物質の使用及び排出の削減
- 15.) 製品アセスメントの仕組みがある
- 16.) 緊急時に対する仕組みがある
- 17.) 環境内部監査の仕組みがある

■ 教育訓練・情報提供

- 18.) 環境関連の教育を実施している
- 19.) 著しく環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者に教育訓練を実施し、作業リストを作成している。
- 20.) 環境保全に関する情報を提供している。

(d)製造過程に関する情報

■ 製造過程でのオゾン層破壊物質使用の有無

- 1.) 製品製造工程にて使用している
- 2.) 製品製造工程にて使用していない
- 3.) 調査中

(2)納入品の環境負荷低減の状況

エアアイシーテックへの納入品について以下の項目に従ってお取り組み頂きますようお願いします。サプライヤー皆様が調達される原材料や部品においても同様のご配慮を賜りたく宜しくご願ひ申し上げます。

■ 省資源

- 1.) 製品の減量化、小型化に配慮している
- 2.) 再生部品または再生資源を利用している(再生材含有率)
- 3.) 長寿命化に配慮している
- 4.) 水利用の適正化に努めている

■ 省エネ

- 5.) 待機時、使用時の省エネルギー化に配慮している(エネルギー低減率)

■ リサイクル

- 6.) 製品を回収、リサイクルしている(リサイクル率)
- 7.) 材料の統一、標準化をしている
- 8.) 分解、分別の容易性に配慮している

■ 梱包材

- 9.) 梱包材を削減し、回収、リユース、リサイクルに配慮している

■ 情報提供

- 10.) 製品に関する環境情報を提供している

■ 生態系の保全

- 11.) 生態系への負荷低減に努めている
- 12.) 化学物質の使用の適正化に努めている

(2) 納入品の含有化学物質に関する情報

添付 1(含有化学物質の調査)添付 2(測定方法について)に従う様お願いします。

- (i) 製品基本情報
- (ii) 製品構成情報
- (iii) 含有化学物質群有無情報
- (iv) 不含有保証書の提出有無情報

別表 1(レベル 1 禁止物質群リスト)

NO.	化学物質(群)名	エーアイシーテック管理値	主な参照法令
1	カドミウム及びその化合物※1	100ppm 以下 100ppm 以下(包装材料)※5	「RoHS 指令(EU)」 「包装・包装廃棄物指令(EU)」
2	六価クロム化合物※1	1000ppm 以下 100ppm 以下(包装材料)※5	「RoHS 指令(EU)」 「包装・包装廃棄物指令(EU)」
3	鉛及びその化合物※1	1000ppm 以下 100ppm 以下(包装材料)※5	「RoHS 指令(EU)」 「包装・包装廃棄物指令(EU)」
4	水銀及びその化合物※1	1000ppm 以下 100ppm 以下(包装材料)※5	「RoHS 指令(EU)」 「包装・包装廃棄物指令(EU)」
5	ホリ臭化ビフェニール類 (PBB 類)	1000ppm 以下	「RoHS 指令(EU)」
6	ホリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	1000ppm 以下	「RoHS 指令(EU)」
7	三置換有機スズ化合物※2 トリブチルスズ化合物(TBT) トリフェニルスズ化合物(TPT) ビス(トリブチルスズ)オキソト (TBTO)など	意図的な使用禁止かつスズとして 1000ppm 以下	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律」(第 1 種特定化学) 「REACH 規則(EU)」
8	ホリ塩化ビフェニール(PCB 類)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律」(第 1 種特定) 「POPs」
9	ホリ塩化ターフェニル(PCT 類)※2	意図的な使用禁止	「REACH 規則(EU)」
10	ホリ塩化ナフレン (塩素数が 1 以上)	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律」(第 1 種特定) 「EU POPs」
11	短鎖型塩化パラフィン※2※3	意図的な使用禁止	「REACH 規則(EU)」 「POPs」
12	アスベスト類※2	意図的な使用禁止 1000ppm 以下	「REACH 規則(EU)」
13	オゾン層破壊物質(Class I) ※4 *該当物質は付表 4 を参照	意図的な使用禁止	「モントリオール議定書」
14	PFOS/PFOA 類縁化合物 *該当物質は付表 5 を参照	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律」(第 1 種特定)「POPs」
15	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール- 2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律」(第 1 種特定化学物質) REACH 規則(EU)
16	ヘキサクロロベンゼン	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律」(第 1 種特定) REACH 規則(EU)「CLP 規 則」「POPs」
17	フマル酸ジメチル(DMF) ※2	0.1ppm 以下	「REACH 規則(EU)」
18	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD または HBCDD) *該当物質は付表 9 を参照	意図的な使用禁止	「POPs」 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する 法律」(第 1 種特定化学物質)「POPs」
19	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	1000ppm 以下	「RoHS 指令(EU)」
20	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm 以下	但しカテゴリ-8,9 の該当製品/部品は 2021 年 1 月 18 日にレベル 1 に移行
21	フタル酸ジブチル(DBP)	1000ppm 以下	「REACH 規則(EU)」
22	フタル酸イソブチル(DIBP)	1000ppm 以下	
23	PFOA (ペルフルオロオクタン酸)とその塩及び PFOA 関連物質 *該当物質は付表 6&10 を参照	意図的な使用は禁止 かつ PFOA 及 びその塩は 0.025ppm(25ppb) 以下 PFOA 関連物質は合計 1ppm(1000ppb)以下	「POPs」 「REACH 規則(EU)」 「化学物質の審査及び製造などの規則に関する 法律」(第 1 種特定)

※1:金属にはその合金を含む。 ※2:用途、取り扱いが全面規制に相当すると判断した REACH/制限物質

※3:炭素鎖長/10~13 の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。 ※4:モントリオール議定書の Class I 物質(オゾン層破壊物質) ※5:包装材料は、4 物質合計で 100ppm 以下。

別表 2(レベル 2 管理物質群リスト)

1	アンチモン及びその化合物 ^{※6}
2	ヒ素及びその化合物 ^{※6}
3	ベリリウム及びその化合物 ^{※6}
4	ニッケル及びその化合物 ^{※6}
5	セレン及びその化合物 ^{※6}
6	非特定臭素系難燃剤 ^{※7}
7	ホリ塩化ビニル(PVC)類及びその混合物、その共重合体
8	別表 1 の NO.19~22 以外のフタル酸エステル類
9	オゾン層破壊物質(Class II:HCFC) ^{※8} *該当物質は付表 4 を参照
10	放射性物質
11	二置換有機スズ化合物(DBT DOT など)
12	コバルト及びその化合物 ^{※6}
13	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料 *該当物質は付表 8 を参照
14	ホルムアルデヒド
15	ベンゼン
16	フッ素系温室効果ガス
17	REACH/制限物質に該当する多環芳香族炭化水素(PAHs) *該当物質は付表 6 を参照
18	REACH/制限物質 *該当物質及び詳細は付表 6 を参照
19	REACH/認可対象物質 *該当物質は付表 7 を参照
20	REACH/SVHC *該当物質は付表 7 を参照
21	JMAP 管理対象物質 ^{※9} (含む chemSHERPA ^{※9})

※6:金属には、その合金を含む。

※7:別表 1(禁止)に記載の PBB 類、PBDE 類以外のもの

※8:モントリオール議定書の Class II 物質

添付1(含有化学物質の調査)

- 原材料、部品、半完成品、完成品などの含有化学物質の調査について
 各分母分子については、下記「含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義」に従ってください。
 含有率がしきい値以下の場合でも、「調査数値登録の考え方」に従ってください。

	調査の単位	調査の単位・区分	調査数値の登録の考え方	
			意図的添加がある場合	非意図的添加が予想される場合
レベル1 禁止物質群	RoHS:均質材料単位 RoHS 以外:納入製品単位又は納入製品を任意の階層に分割した各階層単位	単位:含有部位ごとの a)分母の質量及び分子の質量、 または b)分母の質量及び濃度 区分:最大値 (理論値又は実測値)	数値の如何に関わらず登録	含有する可能性がある場合にも登録
レベル2 管理物質群		単位:含有部位ごとに a)分母の質量及び分子の質量、 または b)分母の質量及び濃度 又は、納入製品中に含有する当該物質の質量 区分:平均値(理論値または実測値)又は最大値(理論値又は実測値)	数値の如何に関わらず登録	存在が確認されその数値を把握できている場合にも登録

※ただし、上記以外の物質群に関しても、調査製品群によって個別の管理をお願いすることがあります。

※禁止物質の中には、製品性能特性を得る為の添加剤として過去に様々な用途で使用されてきたものがあります。これらは、現在でも製品に混入する可能性があります。

自然界で原材料に通常含まれているもの、製造工程で副生し、禁止物質の誤使用・混入・汚染の事例が度々報告されております。

サプライヤー各位におかれては法規制除外対象も含めて、扱う原材料や部品の特性や来歴を把握し禁止物質がしきい値を超えて混入することのないよう適切な管理をお願いします。

- 含有する化学物質質量の含有率を計算するための分母と分子の定義

(1) 分母の定義

RoHS で規制 _____ :均質材料

RoHS 以外で規制 _____ :調達品単位又は調達品を任意の階層に分割した各階層単位

【均質材料とは】

- ・ 均質材料とは、機械的に分離のできない状態の材料
- ・ 以下のものを均質物質または均質材料とする

材料に状態	判断基準
化合物、ポリマーアロイ、金属合金など	均質材料
塗装、印刷、メッキ(クロメート処理)などの処理がされているもの	各々の単一層を均質材料とみなす (亜鉛めっきクロメート処理の場合は、亜鉛めっき層とクロメート処理層のそれぞれを均質材料とみなす。ただし、複層を分離してそれぞれの単層ごとの数値を求めることが困難な場合には、分離可能な最小単位を均質な単位とみなす(JISC0950))

(1) 分子の定義

- ・ 化学物質とは「元素又は化合物」

化学物質	分子の定義
金属及金属化合物	金属元素の質量
金属及金属化合物以外	その化学物質の質量

[REACH 想定物質については、金属元素を含む CAS 単位分子質量を記入する]

添付 2 (測定方法について)

- 含有する化学物質質量の測定方法について
納入先事業所の品質保証部門の指示に従ってください。

以上